

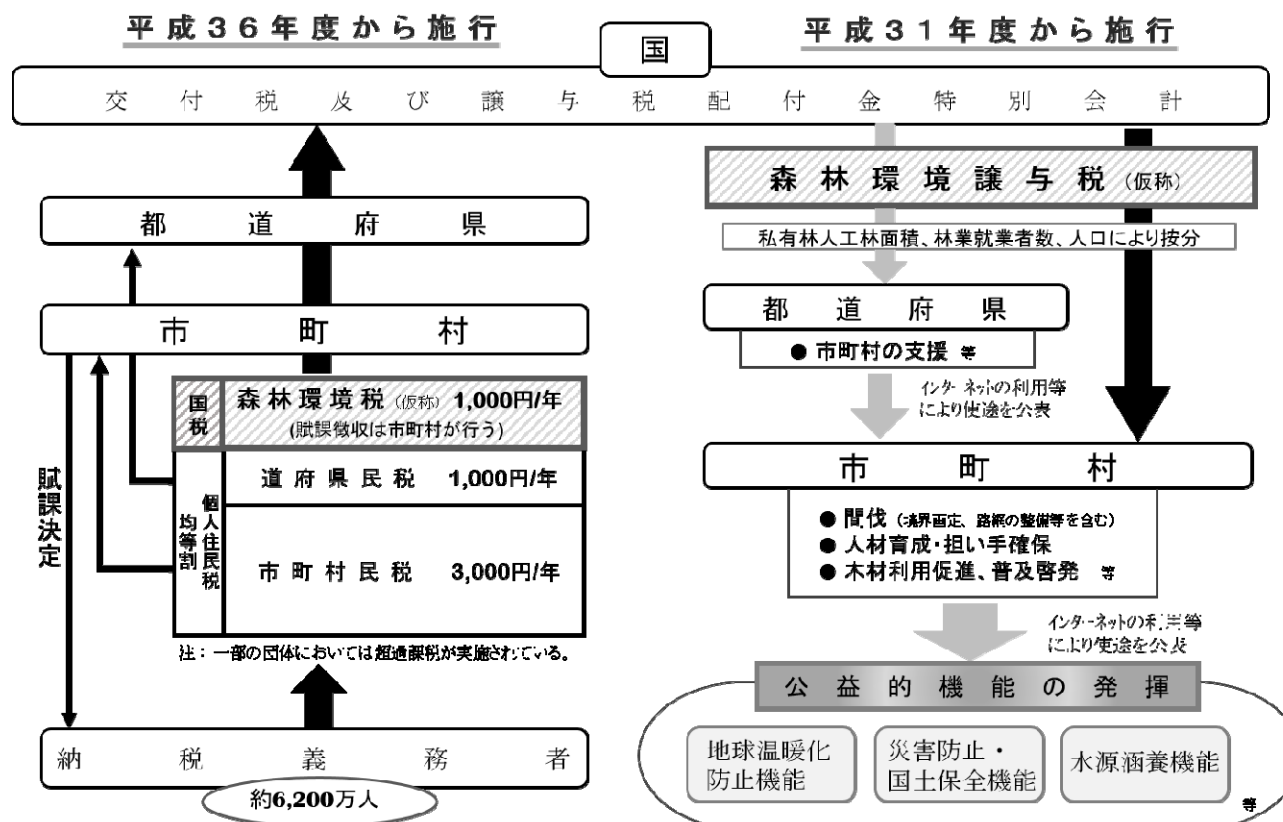
国の森林環境税(仮称)及び
森林環境譲与税(仮称)に係る情報提供

目 次

| | |
|----------------------------|----------|
| 1 国の森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称) | |
| (1) 国の森林環境税(仮称)等の仕組み | P2 |
| (2) 国の森林環境税(仮称)等の実施時期 | P3 |
| (3) 国の森林環境譲与税(仮称)の譲与基準 | P4 |
| (4) 国の森林環境譲与税(仮称)の譲与額と用途 | P5 |
| 2 新たな森林経営管理制度 | |
| (1) 新たな森林経営管理制度創設の背景 | P6 |
| (2) 新たな森林経営管理制度の概要 | P7 |
| (3) 国の森林環境譲与税(仮称)との関係 | P8 |

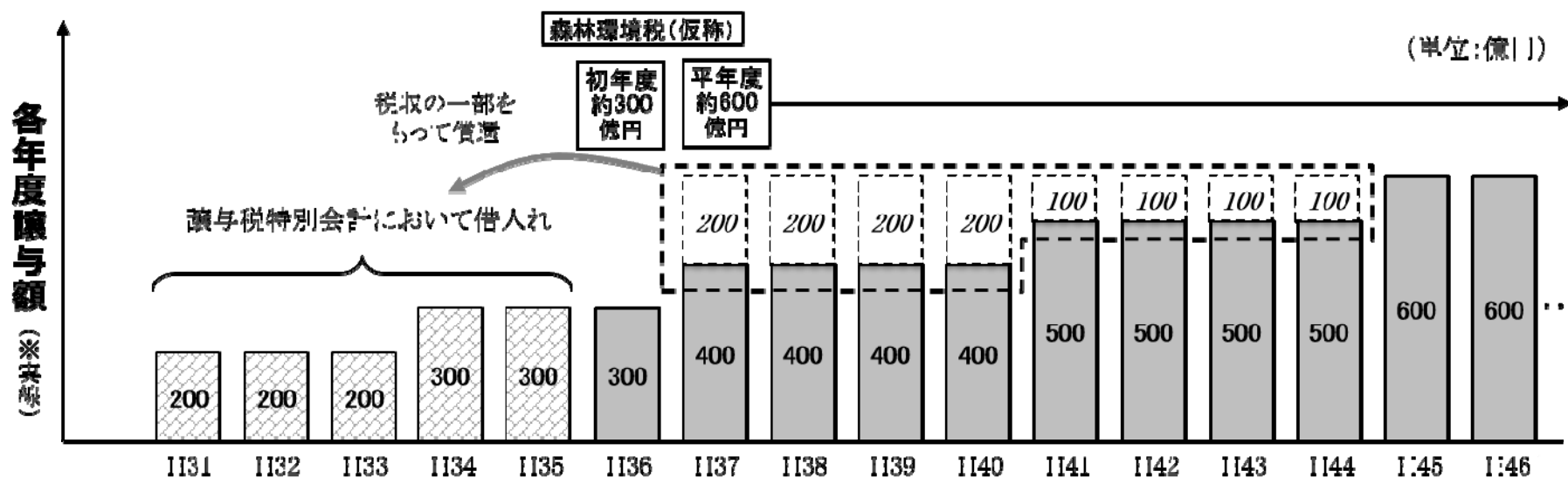
1- (1) 国の森林環境税(仮称)等の仕組み

○ パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、平成30年の通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設。



1-(2) 国の森林環境税(仮称)等の実施時期

- 森林環境税(仮称)は、消費税率10%への引上げが平成31年度に予定されていることや、東日本大震災を教訓としての防災施策に係る住民税均等割の税率引上げが平成35年度まで行われていること等を考慮し、平成36年度から課税。
- 一方、森林環境譲与税(仮称)は、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があるため、後年度における森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるという考え方の下、特別会計から借入れ、平成31年度から譲与。



1－(3) 国の森林環境譲与税(仮称)の譲与基準

- 森林環境譲与税(仮称)の譲与割合は下表のとおり。平成45年度以降は、10分の9に相当する額を市町村に対して、10分の1に相当する額を都道府県に対して譲与。
- 譲与額は、10分の5の額を私有林人工林の面積、10分の2の額を林業就業者、10分の3の額を人口で按分。

■ 譲与割合

| 期間 | 市町村 | 都道府県 |
|---------------|--------|--------|
| 平成31～平成36年度まで | 80／100 | 20／100 |
| 平成37～平成40年度まで | 85／100 | 15／100 |
| 平成41～平成44年度まで | 88／100 | 12／100 |
| 平成45～ | 90／100 | 10／100 |

■ 譲与基準

5／10の額 私有林人工林面積 × 補正率※

※林野率が高い市町村は、車道からの距離が遠い奥まった森林が多く森林整備に係る経費がかかり増しになると考えられるため、私有林人工林面積を、林野率85%以上の場合は1.5倍、林野率75%以上85%未満の場合は1.3倍に割増す補正を行う。

2／10の額 林業就業者数(国勢調査)

3／10の額 人口(国勢調査)

出典：林野庁資料

1－(4) 国の森林環境譲与税(仮称)の譲与額と使途

- 国が示した譲与基準に基づく、県内市町村及び県への譲与額(試算)の合計は、平成31年度の約4億5千万円から始まり、最終的には約13億6千万円まで増加。
- 森林環境譲与税(仮称)は、「人口」も加味して配分されるため、県内の全市町村へ譲与。
- 使途については、市町村が、「間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林整備及びその促進に関する費用」、都道府県が、「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てなければならないとされている。

■ 譲与額(試算)

(単位:百万円)

| | H31～33 | H34～36 | H37～40 | H41～44 | H45～ |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 市町村分 | 362 | 543 | 770 | 996 | 1,222 |
| 県分 | 91 | 136 | 136 | 136 | 136 |
| 計 | 453 | 679 | 906 | 1,132 | 1,358 |

出典：県林業振興課調べ

2-(1) 新たな森林経営管理制度創設の背景

- 我が国の森林の所有形態は零細であり、85%の森林所有者は経営規模の拡大への意欲は低い。
- 意欲の低い森林所有者のうち7割の森林所有者は主伐の意向すらない。
- 一方で、林業経営者のうち7割の者は規模拡大の意向があるが、4割の者が事業を行う上での課題として、「事業地確保が困難」を挙げている。

課題

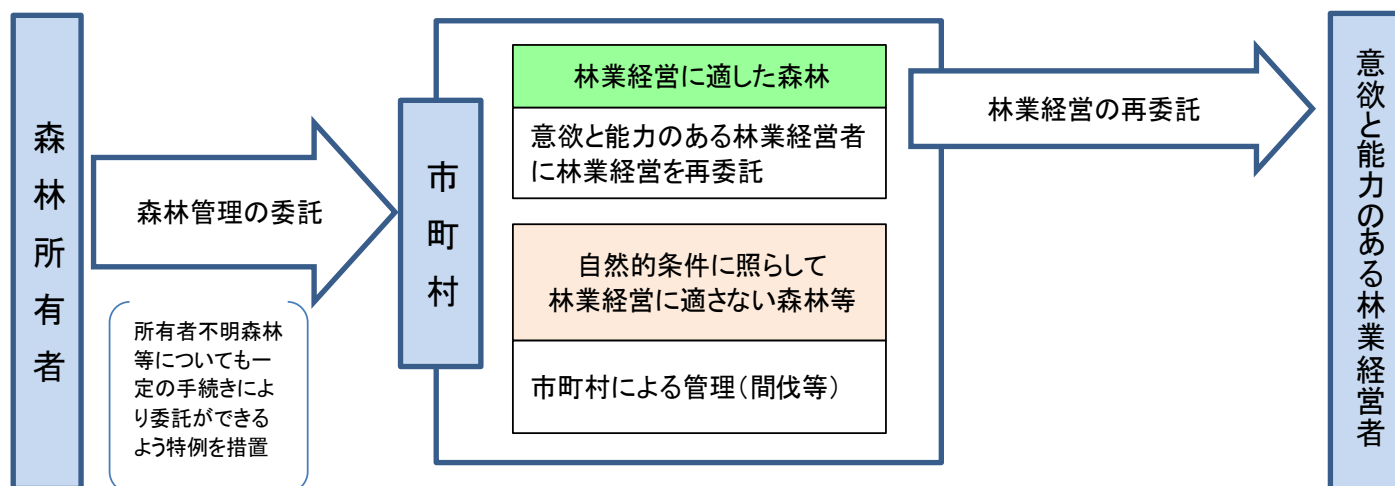
森林所有者と意欲と能力のある林業経営者との間のミスマッチが生じている。

対応の方向

意欲と能力のある林業経営者に森林経営を委託する
「新たな森林経営管理制度」を構築し、
森林の管理経営の集積・集約化を推進

2-(2) 新たな森林経営管理制度の概要

- 林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図るため、新たな森林管理の仕組みを措置。
 - ① 森林所有者に適切な森林管理を促すため、森林管理の責務を明確化するとともに
 - ② 森林所有者自らが森林管理を実行できない場合には、市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託する。
 - ③ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村自らが管理を行う。 ※ 本制度は、「森林経営管理法」に基づき、平成31年4月から施行



出典：林野庁資料

2-(3) 国の森林環境譲与税(仮称)との関係

- 森林環境譲与税(仮称)については、「新たな森林経営管理制度」の下、市町村が行う公的な森林の管理や当該制度を円滑に機能させるための取組にも活用が可能。

■想定される譲与税の使途の例

(1) 森林整備

市町村が一定期間経営管理を行う私有林の保育、間伐等の森林の施業、施業に必要な路網の整備、所有者への意向調査、境界の明確化

(2) 人材育成・担い手確保

林業への就業を希望する者に対する実践的・体系的な研修の実施

出典：林野庁資料

【参考】譲与税の使途(平成30年度税制改正の大綱抜粋)

ハ 使途及び公表

(イ)市町村は、森林環境譲与税(仮称)を、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないこととする。

(ロ)都道府県は、森林環境譲与税(仮称)を、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならないこととする。